

<< 児童手当 制度改正（拡充） 手続き要否確認フロー >>

うるま市こども家庭課から児童手当（特例給付含む）を受給していますか。

はい

高校生年代のお子様がいますか。
(H18.4.2生～H21.4.1生のお子様)

はい

高校生年代のお子様は算定児童として登録されていますか。

※うるま市に住民登録のない高校生年代のお子さんを養育している場合には、登録されていない可能性があるため子ども家庭課へご連絡ください。

いいえ

はい

高校生年代までの児童と、その兄弟等（大学生年代（H14.4.2生～H18.4.1生）のお子様）を含めて3人以上のお子様がいますか。

いいえ

手続き不要

・大学生年代のお子様はいないが、高校生年代までのお子様で3名以上となる世帯も手続きは「不要」です。

いいえ

高校生年代までの児童と、その兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生のお子様）を含めて3人以上のお子様がいますか。

いいえ

「額改定請求書」を提出してください。

はい

「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

はい

いいえ

父母でお子さんを養育している場合、所得の高い方の職業は公務員ですか。

はい

勤務先にお問い合わせください。

いいえ

所得の高い方の住民登録地はうるま市ですか。

はい

いいえ

所得の高い方の住民登録地の市区町村へお問い合わせください。

高校生年代までの児童と、その兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生のお子様）を含めて3人以上のお子様がいますか。

はい

「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

「認定請求書」を提出してください。